家屋の建築に係る都市再生特別措置法第八十八条第一項の規定による届出に係る同条第三項の規定による勧告（以下この号において「勧告」という。）を受けた者が、同条第五項の規定により当該勧告に従わなかつた旨を公表された場合における当該勧告に従わないで建築をした当該家屋に限る。）に該当するもの（当該家屋に係る建築基準法第六条第一項の規定による確認を受けた時において、当該家屋の建築をする土地の全部が災害危険区域等外にあつた場合における当該家屋を除く。）

第二十六条の十七第一項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に、「第百十六条」を「第百九条」に、「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合」に、同法第百六十三条の二に規定するマンション除却組合」に改める。

第二十六条の二十六第六項中「又は第三十七条の十一第一項」を「、第三十七条の十一第一項又は第三十八条の二第一項」に、「及び法」を「、法」に、「」とする」を「及び法第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする」に改め、同条第十一項の表第二百五十八条第一項第三号の項中

総所得金額	総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額

を

総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法第四十一条の十五第一項（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）

に改め、同表第二百六十一条第二

所得金額	の総所得金額、租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法第四十一条の十五第一項（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）

に改め、同表第二百六十一条第二十七号の項を削る。

第二十六条の二十七第一項中「百十八万円」を「百二十二万円」に、「百六十八万円」を「百七十二万円」に、「九十万円」を「九十五万円」に改める。

第二十六条の二十七の二の見出し中「令和七年分」を「令和八年分」に改め、同条第一項中「第四十一条の十六の二第三項に規定する政令」を「第四十一条の十六の二第四項に規定する政令」に改め、同条第二項中「令和八年以後の各年」を「令和九年」に改め、「公的年金等」の下に「（次項において「公的年金等」という。）」を加え、「百十八万円」を「百二十二万円」に、「百五十五万円」を「百六十四万円」に、「百六十八万円」を「百七十二万円」に、「二百五万円」を「二百十四万円」に、「九十万円」を「九十五万円」に、「百二十七万円」を「百三十七万円」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　令和十年以後の各年において、居住者が公的年金等の支払を受ける場合における所得税法施行令第三百十九条の十二及び前条の規定の適用については、同令第三百十九条の十二中「百二十二万円」とあるのは「百五十九万円」と、前条第一項中「所得税法施行令」とあるのは「次条第三項の規定により読み替えて適用する所得税法施行令」と、「百二十二万円」とあるのは「百五十九万円」と、「百七十二万円」とあるのは「二百九万円」と、「九十五万円」とあるのは「百三十二万円」とする。

第二十六条の二十七の三第二項中「同項」を「同条第一項第一号」に、「第五項まで」を「この項及び次項」に改め、「。第五項において同じ」を削り、「（同条第一項」を「（次項及び第四項」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　法第四十一条の十七第二項第三号に規定する政令で定めるものは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十四項に規定する体外診断用医薬品である法第四十一条の十七第一項に規定する一般用医薬品等のうち、その使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が著しく高いと認められるものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。

第二十六条の二十七の三第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第二項、第三項若しくは第五項」を「又は第二項から第四項まで」に改め、「定め、又は第四項の規定により日を」を削り、同項を同条第六項とする。

第二十六条の二十七の四第一項及び第二十六条の二十八第一項中「又は」を「、第三十八条の二第二項第三号又は」に改める。

第二十六条の二十八の二第三項中「学生等」を「学生」に改め、同条第八項中「又は」を「、第三十八条の二第二項第三号又は」に改める。

第二十六条の二十八の三第七項中「又は」を「、第三十八条の二第二項第三号又は」に改める。

第二十六条の二十八の五第二十九項を同条第三十六項とし、同条第二十八項を同条第三十五項とし、同条第二十七項中「第四十一条の十九の三第十四項」を「第四十一条の十九の三第十三項」に、同条第二十六項中「第四十一条の十九の三第十二項」を「第四十一条の十九の三第十一項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十五項中「第四十一条の十九の三第十項」を「第四十一条の十九の三第九項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十四項中「第四十一条の十九の三第八項」を「第四十一条の十九の三第七項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十三項中「第四十一条の十九の三第六項」を「第四十一条の十九の三第五項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十二項中「第四十一条の十九の三第四項」を「第四十一条の十九の三第三項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十一項中「第四十一条の十九の三第二項」を「第四十一条の十九の三第十二項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十項中「第四十一条の十九の三第一項」を「第四十一条の十九の三第十一項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十七項中「第四十一条の十九の三第十項」を「第四十一条の十九の三第九項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十五項中「第四十一条の十九の三第八項」を「第四十一条の十九の三第七項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十三項中「第四十一条の十九の三第六項」を「第四十一条の十九の三第五項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十一項中「第四十一条の十九の三第四項」を「第四十一条の十九の三第三項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十九項中「第四十一条の十九の三第二項」を「第四十一条の十九の三第十二項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十七項中「第四十一条の十九の三第一項」を「第四十一条の十九の三第十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十五項中「第四十一条の十九の三第十項」を「第四十一条の十九の三第九項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十三項中「第四十一条の十九の三第八項」を「第四十一条の十九の三第七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十一項中「第四十一条の十九の三第六項」を「第四十一条の十九の三第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第九項中「第四十一条の十九の三第四項」を「第四十一条の十九の三第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第七項中「第四十一条の十九の三第二項」を「第四十一条の十九の三第十二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第五項中「第四十一条の十九の三第一項」を「第四十一条の十九の三第十一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項中「第四十一条の十九の三第十項」を「第四十一条の十九の三第九項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第二項中「第四十一条の十九の三第八項」を「第四十一条の十九の三第七項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第一項の次に次の六項を加える。

19　法第四十一条の十九の三第十項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　第四項第一号及び第三号に掲げる要件

二　高齢者等居住改修工事等をした家屋が小規模居住用家屋（法第四十一条の十九の三第十項に規定する小規模居住用家屋をいう。以下この条において同じ。）に該当すること。

20　法第四十一条の十九の三第十一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　第七項第一号及び第三号に掲げる要件

二　一般断熱改修工事等をした家屋が小規模居住用家屋に該当すること。

21　法第四十一条の十九の三第十二項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　第十項第一号及び第三号に掲げる要件

二　多世帯同居改修工事等をした家屋が小規模居住用家屋に該当すること。

22　法第四十一条の十九の三第十三項に規定する耐震改修標準的費用額が五十万円を超えるものであること、住宅耐震改修をした家屋が小規模居住用家屋に該当するものであることその他の政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　第十一項第一号及び第三号に掲げる要件

二　住宅耐震改修をした家屋が小規模居住用家屋に該当すること。